

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十二月二十五日とする。